

東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九条第二項に基づく個人番号の利用及び法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第三条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応

じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は東白川村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 村長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第五条 法第十九条第九号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

別表第一(第四条関係)

機関	事務
一 村長	<p>東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年東白川村条例第二十七号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 福祉医療受給資格者の資格管理に関する事務</p> <p>(2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務</p>

別表第二(第四条関係)

機関	事務	特定個人情報
一 村長	<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であ</p>	<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方</p>

	<p>って規則で定めるもの</p>	<p>税関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「被災者台帳情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>二 村長</p>	<p>予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>三 村長</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	号) による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
四 村長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<p>公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の使用又は使用料の徴収に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規</p>

		則で定めるもの
五 村長	<p>地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例に よる地方税の賦課 徴収に関する事務 であって規則で定 めるもの</p>	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつ</p>

		て規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		被災者台帳情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

六 村長	公営住宅法による 公営住宅の管理に 関する事務であっ て規則で定めるも の	医療保険給付関係情報であっ て規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則 で定めるもの
		生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則 で定めるもの
		被災者台帳情報であって規則 で定めるもの
七 村長	国民健康保険法に よる保険給付の支 給又は保険料の徴 収に関する事務で あって規則で定め るもの	医療保険給付関係情報であっ て規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則 で定めるもの
		公営住宅関係情報であって規 則で定めるもの

		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		東白川村福祉医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則に定めるもの
八 村長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	<p>に関する処分又は 保険料その他徴収 金の徴収に関する 事務であって規則 で定めるもの</p>	
<p>九 村長</p>	<p>知的障害者福祉法 による障害福祉サ ービス、障害者支 援施設等への入所 等の措置又は費用 の徴収に関する事 務であって規則で 定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則 で定めるもの</p>
<p>十 村長</p>	<p>児童扶養手当法に よる児童扶養手当 の支給に関する事 務であって規則で 定めるもの</p>	<p>被災者台帳情報であって規則 で定めるもの</p>

<p>十一 村長</p>	<p>老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>十二 村長</p>	<p>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>十三 村長</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>被災者台帳情報であって規則で定めるもの</p>

十四 村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		東白川村福祉医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則に定めるもの
十五 村長	母子保健法（昭和四十年法律第四百	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	十一号) による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
十六 村長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
十七 村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	るもの	公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
十八 村長	健康増進法（平成十四年法律第三百号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
十九 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	<p>七年法律第百二十三号) による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>二十 村長</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二十九号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>二十一 村長</p>	<p>東白川村福祉医療費助成に関する条</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

	例による医療費の助成に関する情報であって規則に定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第三(第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 教育委員会	児童福祉法による保育所における保育の実施若	村長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	<p>しくは措置又は 費用の徴収に関 する事務であっ て規則で定める もの</p>		<p>児童扶養手当関係情 報であって規則で定 めるもの</p>
			<p>生活保護関係情報で あって規則で定める もの</p>
			<p>東白川村福祉医療費 助成に関する条例に よる医療費の助成に 関する情報であって 規則に定めるもの</p>
			<p>医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの</p>